

# 地域における自立した 生活のための支援

『所得保障』  
(参考資料)

# 障害者の所得保障に係る議論

## ○ 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則(抄)

第3条第3項 政府は、障害者等の福祉に関する施策の実施の状況、障害者等の経済的な状況等を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## ○ 障害者自立支援法案に対する附帯決議(平成17年7月13日衆議院厚生労働委員会、平成17年10月13日参議院厚生労働委員会)(抜粋)

附則第3条第3項に規定する検討については、就労の支援を含め、障害者の生活の安定を図ることを目的とし、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて、障害者の所得の確保に係る施策の在り方の検討を速やかに開始し、3年以内にその結論を得ること。

## ○ 障害者自立支援法の抜本の見直し(平成19年12月7日与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム)

障害者の所得の確保に係る施策の在り方について、就労の支援を含め幅広い観点から検討を行う。その際、社会保障制度全般の一体的見直しに関する議論との整合性や財源の確保を図った上で、障害基礎年金の引上げ(例えば2級の金額を1級並に、1級は更に引上げ)や住宅手当の創設についても検討を行う。

# 障害者の所得の確保に係る施策について

項目	現行施策
1. 年金	○ 障害基礎年金【1級:月8.3万円、2級:月6.6万円】
2. 手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別児童扶養手当(在宅のみ)【1級:月5.1万円、2級:3.4万円】</li> <li>○ 障害児福祉手当(在宅のみ)【月1.4万円】</li> <li>○ 特別障害者手当(在宅のみ)【月2.6万円】</li> </ul>
3. 住宅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「基金」を活用したGH・CHの敷金・礼金補助(特別対策)【補助額:入居者1人当たり13.3万円】</li> <li>○ GH・CHに対する整備費補助(緊急措置)を通じた家賃軽減【補助額:1住居当たり2,000万円以内】</li> <li>○ 一部の地方自治体による、GH・CH入居者等に対する家賃補助【平均家賃補助額:月2~3万円程度】</li> <li>○ 国土交通省の「地域優良賃貸住宅制度」(家賃低廉化措置)【家賃補助額:月最大4万円】</li> </ul>
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就労施策の推進(工賃倍増5か年計画等)【約1.2万円(平成18年度)→倍増を目指す(平成23年度)】</li> <li>○ 心身扶養共済給付金(1口:2万円、2口:4万円)</li> <li>○ 利用者負担の軽減(平成20年度までの経過措置) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別対策(国費120億円、給付費ベース240億円)</li> <li>・ 緊急措置(国費100億円、給付費ベース200億円) ※満年度ベース</li> </ul> </li> <li>○ 税制(人的控除) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者控除:65万円(※通常の基礎控除は38万円)</li> <li>・ 特別障害者控除:78万円</li> <li>・ 同居特別障害者扶養控除:113万円</li> </ul> </li> <li>○ 各種割引制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JRの旅客運賃割引(身・知)</li> <li>・ 航空運賃割引(身・知)</li> <li>・ 有料道路の通行料金の割引(身・知)</li> <li>・ NHKの放送受信料の減免(身・知・精)</li> </ul> </li> </ul>

# 障害基礎年金について

	2級	1級
年金額	66,008円／月 (792,100円／年) ※ このほか、子の加算あり ※ 老齢基礎年金を満額もらった場合と同額	82,508円／月 (990,100円／年) ※ このほか、子の加算あり ※ 2級の年金額の1.25倍
障害等級の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1上肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>・1下肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>・両眼の矯正視力の和が0.05以上0.08以下のもの</li> <li>・その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両上肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>・両下肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>・両眼の矯正視力の和が0.04以下のもの</li> <li>・その他</li> </ul>
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までの保険料納付済期間(保険料免除期間含む。)が加入期間の3分の2以上ある者の障害  <ul style="list-style-type: none"> <li>※初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までの1年間に滞納がない場合も支給(平成28年4月1日前までの経過措置)</li> </ul> </li> <li>・20歳未満のときに初めて医師の診療を受けた者が、障害の状態にあって20歳に達したとき、又は20歳に達した後に障害の状態になったとき(ただし所得制限有り)</li> </ul>	
支給認定時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初めて医師の診療を受けたときから1年6ヶ月経過したとき(その間に治った場合は治ったとき)に障害の状態にあるか、又は65歳に達するまでの間に障害の状態となったとき</li> </ul>	
受給者数 (平成19年度末現在)	83万5千人	67万7千人

- 厚生年金加入期間中の傷病による障害がある場合は、障害基礎年金に加えて、障害厚生年金が支給される。
- このほか、障害が一定程度以上の者には、特別障害者手当が支給される。

# 障害児者に係る主な手当

	特別児童扶養手当	特別障害者手当	障害児福祉手当
目的	精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。	特別障害者に対して、所得保障の一環として重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより特別障害者の福祉の向上を図る。	重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより重度障害児の福祉の向上を図る。
支給要件	1. 20歳未満 2. 在宅のみ 3. 父母又は養育者が受給	1. 20歳以上 2. 在宅のみ 3. 本人が受給	1. 20歳未満 2. 在宅のみ 3. 本人が受給
障害程度	1級…身障1級2級及び3級の一部 2級…身障2級の一部、3級及び4級の一部	身障の1級及び2級の重複等	身障の1級及び2級の一部
給付月額 (20歳未満)	1級 50,750円 2級 33,800円	26,440円	14,380円
所得制限 (年収)	1. 本人(4人世帯) 7,707千円 2. 扶養(6人世帯) 9,542千円	1. 本人(2人世帯) 5,656千円 2. 扶養(6人世帯) 9,542千円	同 左
給付人員 (19年度末)	1級 99,362人 2級 80,482人	108,993人	63,288人
20年度 予算額	93,134,925千円	25,994,274千円	8,279,645千円
負担率	国10/10	国3/4、都道府県、市及び福祉事務所設置町村1/4	同 左
支給認定 事務	都道府県(認定) 国(支給)	都道府県、市及び福祉事務所設置町村	同 左

(注) 所得制限限度額は、平成14年8月からの額である。

## 障害児者に係る手当の経緯

	特別児童扶養手当	福祉手当		
		(障害児福祉手当)	(特別障害者手当)	(経過的福祉手当)
S39	「重度精神薄弱児扶養手当法」の創設 ・在宅の重度知的障害児 ・障害福祉年金の額を勘案して設定 1,000円			
S41	「特別児童扶養手当法」に改正 ・支給対象を重度の身体障害児に拡大			
S49	障害福祉年金と同額に引上げ ・11,300円 ・以降、昭和60年度まで同水準で推移	「特別児童扶養手当法」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に改正 ・重度の知的障害と重度の身体障害が重複する特別障害者に「特別福祉手当」を支給（全額国庫負担） ・3,000円		
S50	2級を創設 ・中程度の障害児に拡大 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;">                     S50.10 1級：18,000円                      2級：12,000円                      (注) 1級は2級の1.5倍                 </div>	福祉手当の創設 ・特別福祉手当を発展的に解消し、対象者を拡大（重度障害者） ・4,000円		
S61	1級 40,800円 2級 27,200円 老齢福祉年金並び (注) 1級は2級の1.5倍	再編 従前の福祉手当の額	再編 20,800円 (注) 障害基礎年金と併せて相当の水準（生保の支給額も勘案）とする観点から、従前の福祉手当の額（10,800円）の2倍程度で設定	経過措置 従前の福祉手当の額
	年金の物価スライドによる額の改定に準拠して毎年度額を改定			
元	完全自動物価スライド制の導入(平成2年4月適用)			
H6	財政再計算により、基準額を改定			

### (1) 利用者負担の軽減

- 「特別対策」、「緊急措置」により、通所・在宅、障害児世帯を中心に、負担上限月額を大幅に引下げ。
- 施設入所者については、日常生活に必要な金額として、2.5万円～3.0万円が手許に残るよう配慮。

### (2) 税制上の優遇措置

- 各種税控除(所得税、個人住民税)
- 各種非課税措置(相続税、贈与税、身体障害者物品の譲渡・貸付け) など

### (3) 地方自治体における施策

- 地方自治体単独事業による医療費自己負担の助成 など
- 地方自治体が運営するバス等の運賃割引制度 など

### (4) 民間の割引措置

- 公共交通機関の旅客運賃割引制度(JR、航空会社など)
- NHK放送受信料の減免 など

## 障害福祉サービスに係る利用者負担の比較 (障害者(大人)の場合)

所得階層		通所サービス 【知的障害者通所授産施設】 (事業費約14.9万円)		ホームヘルプサービス 【月150時間(日常生活支援)】 (事業費約24万円)		入所サービス 【知的障害者更生入所施設】 (事業費約19.2万円)	
		支援費制度	障害者自立支援法 (特別対策後→緊急措置後)	支援費制度	障害者自立支援法 (特別対策後→緊急措置後)	支援費制度	障害者自立支援法
課税世帯	一般 (年収約800万)	26,500円	⇒ 29,200円 (14,900円+14,300円)	10,300円	⇒ 24,000円	53,000円	⇒ 77,200円 (19,200円+58,000円)
	一般 (年収約600万)	26,500円	⇒ 14,360円 (9,300円+5,060円)	7,200円	⇒ 9,300円		
非課税世帯	低所得2 障害基礎年金1級 (年額約99万円、月額8.3万円)	0円	⇒ 8,810円 → 6,560円 (3,750円+5,060円) ↓ (1,500円 + 5,060円)	0円	⇒ 6,150円 ↓ 3,000円	49,800円	⇒ 55,000円 (8,500円+46,500円)
	低所得1 障害基礎年金2級 (年額約79万円、月額6.6万円)	0円	⇒ 8,810円 → 6,560円 (3,750円+5,060円) ↓ (1,500円 + 5,060円)	0円	⇒ 3,750円 ↓ 1,500円	39,800円	⇒ 41,000円 (0円+41,000円)

※ 括弧内は、定率負担+食費等実費負担



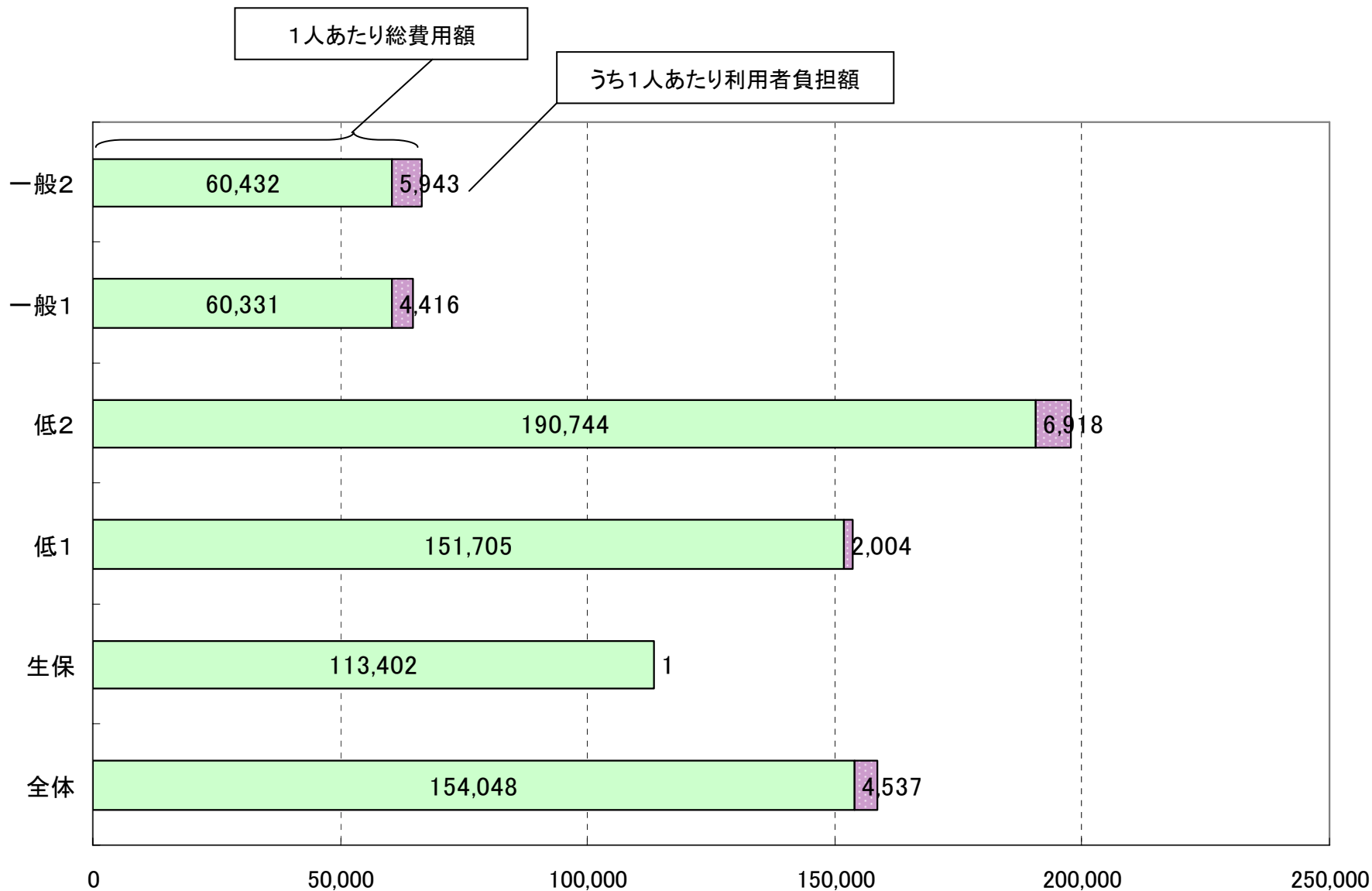
## 障害福祉サービスに係る利用者負担の比較 (障害児の場合)

所得階層		通所サービス (事業費約14.4万円)		ホームヘルプサービス 【月10時間(身体介護)】 (事業費約4万円)		入所サービス (事業費約18.6万円)	
		措置費制度	障害者自立支援法 (特別対策後→緊急措置後)	支援費制度	障害者自立支援法 (特別対策後→緊急措置後)	措置費制度	障害者自立支援法 (特別対策後→緊急措置後)
課税世帯	一般 (年収約1,000万)	27,100円	⇒ 28,700円 (14,400円+14,300円)	10,000円	⇒ 4,000円	54,200円	⇒ 45,000円 (18,600円+26,400円)
	一般 (年収約600万)	14,500円	⇒ 14,360円 → 9,660円 (9,300円+5,060円) ↓ (4,600円 + 5,060円)	6,000円	⇒ 4,000円 (上限額は9,300円 → 4,600円)	29,000円	⇒ 19,600円 → 10,300円 (18,600円+1,000円) ↓ (9,300円 + 1,000円)
非課税世帯	低所得2 (年収約99万円:障害基礎年金1級相当)	1,100円	⇒ 5,290円 → 3,040円 (3,750円+1,540円) ↓ (1,500円 + 1,540円)	0円	⇒ 4,000円 (上限額は6,150円 → 3,000円 → 3,000円)	2,200円	⇒ 13,300円 → 7,000円 (12,300円+1,000円) ↓ (6,000円 + 1,000円)
	低所得1 (年収約79.2万円:障害基礎年金2級相当)	1,100円	⇒ 5,290円 → 3,040円 (3,750円+1,540円) ↓ (1,500円 + 1,540円)	0円	⇒ 3,750円 ↓ 1,500円	2,200円	⇒ 8,500円 → 4,500円 (7,500円+1,000円) ↓ (3,500円 + 1,000円)

※ 括弧内は、定率負担+食費等実費負担

# 所得区分別 1人あたり総費用額及び利用者負担額

(平成20年7月分)



# 障害者の所得保障に関する現行統計・調査対照表

統計・調査名 調査内容等		知的障害児(者)基礎調査	身体障害児・者実態調査	障害者の所得確保と 自立支援施策に関する 調査研究	国民生活基礎調査	障害者施策総合調査
調査実施主体		厚生労働省 (障害保健福祉部)	厚生労働省 (障害保健福祉部)	国立社会保障・ 人口問題研究所	厚生労働省 (大臣官房統計情報部)	内閣府
直近の調査年次 (調査時点)		平成17年 (平成17年11月1日現在)	平成18年 (平成18年7月1日現在)	平成18年 (平成18年9月1日現在)	平成19年 (平成19年6月～7月)	平成20年 (平成20年2月～3月)
母数		2,075件	4,263件	113件 (平成17年:129件)	23,513世帯	2,563件
抽出を要する 調査項目 の有無	3障害別	×	×	○	×	○
	平均所得額	○	○	○	○	○
	(所得内訳)	△ (一部抽出可※1)	△ (一部抽出可※1)	○	○	△ (一部抽出可※1)
	平均支出額	×	×	○	×	○
	(支出内訳)	×	×	○	×	△ (一部抽出可※2)
	住居の形態 別(在宅・施設別)	△ (在宅のみ)	△ (在宅のみ)	○	○	○
	年齢階層別	○	○	○	○	○
	世帯別	○	○	○	○	○
備考		知的障害者(在宅)の みの調査	身体障害者(在宅)の みの調査	・所得については、平成17 年1月～12月までを対象 ・支出については、平成18 年9月の1ヶ月間を対象		

※1 『知的障害児(者)基礎調査』、『身体障害児・者実態調査』では「仕送り」と「賃金」、『障害者施策総合調査』では「年金」、「手当」、「仕送り」、「賃金」について把握可能。

※2 「1ヶ月当たりの家賃の額」、「1ヶ月当たりの障害福祉サービスの利用料」について把握可能。

## 障害者の所得保障に関する調査

### ①身体障害児・者実態調査

### ②知的障害(児)者基礎調査

- ・調査主体:厚生労働省
- ・調査対象:在宅の障害(児)者(身体、知的)
- ・特徴:所得の一部のみ把握可
- ・問題点:支出面の把握が不可能

### ③障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究

- ・調査主体:国立社会保障・人口問題研究所
- ・調査対象:特定の自治体における障害者(3障害)
- ・特徴:所得と支出について把握可
- ・問題点:サンプル数が少ないため、データとしての汎用性に課題

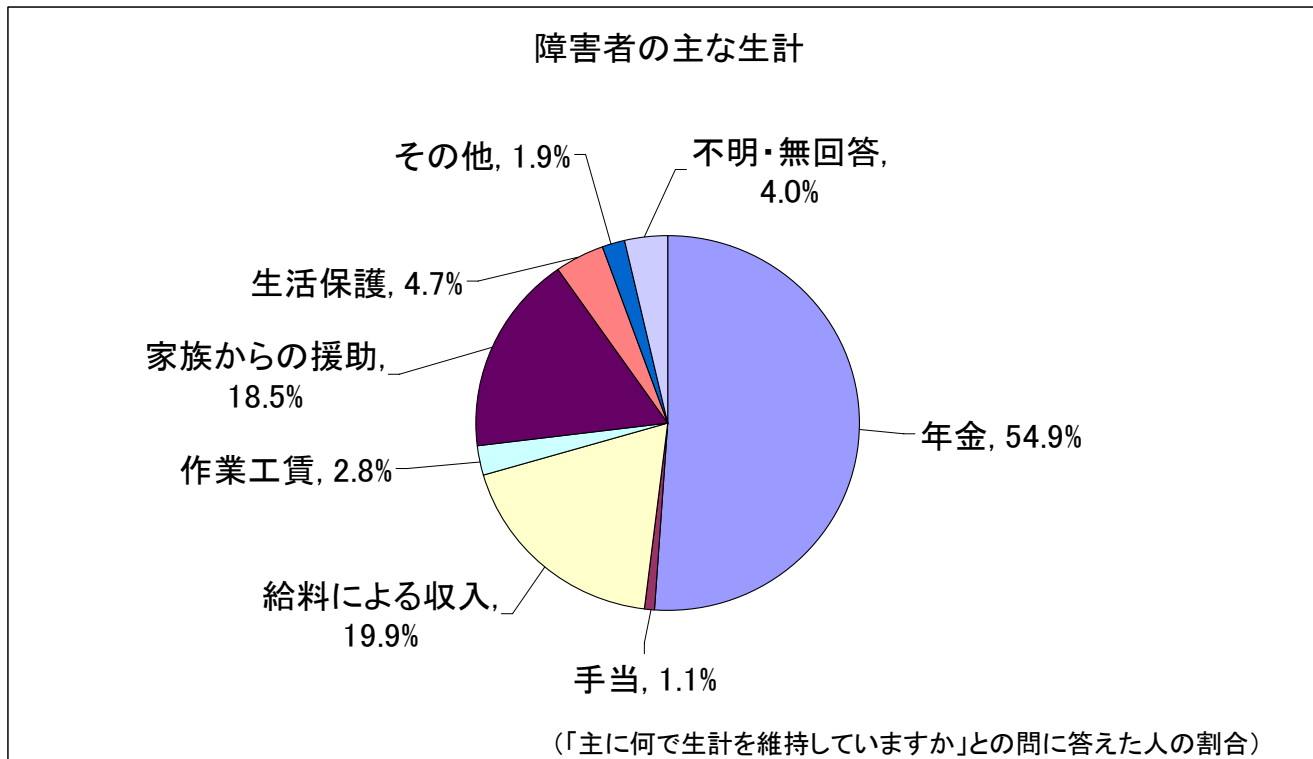
### ④国民生活基礎調査

- ・調査主体:厚生労働省
- ・調査対象:全国の世帯及び世帯員
- ・特徴:世帯ごとの所得の状況について把握可
- ・問題点:障害者世帯に限定したデータの抽出が不可能  
(※「高齢者世帯」、「母子世帯」、「手助けや見守りを要する者のいる世帯」などの分類)

### ⑤障害者施策総合調査

- ・調査主体:内閣府
- ・調査対象:全国の障害者(3障害)
- ・特徴:所得と支出について把握可
- ・問題点:適切な検証が可能と思われるサンプル数が少ないため、データとしての汎用性に課題

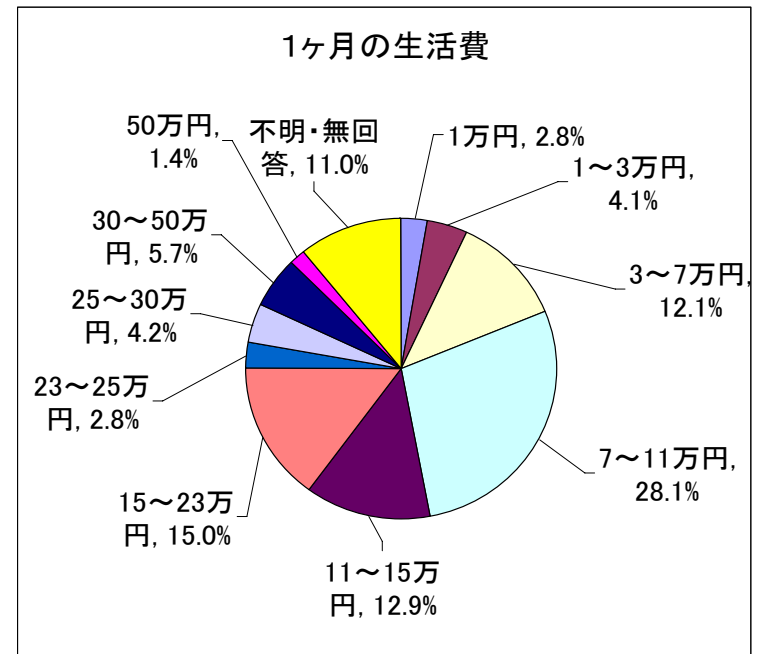
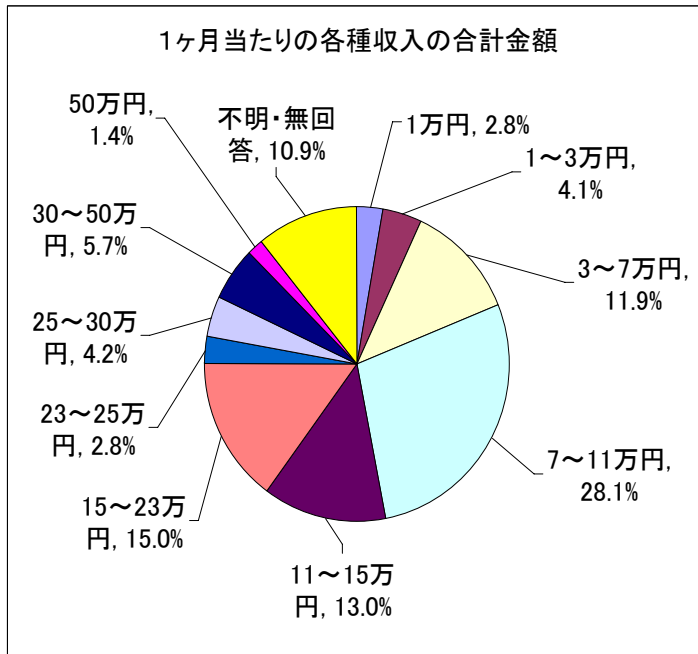
# 障害者の生計の実態について①



(出典:「障害者施策総合調査」(平成20年2月～3月 内閣府実施))

- 調査対象:全国から抽出した障害者:5,124人
- 有効回収数:2,563人(有効回収率:50.0%)
  - (内訳)・身体障害者手帳所持者:1,522人
    - ・療育手帳所持者:476人
    - ・精神保健福祉手帳所持者:475人
    - ・その他:90人
- 調査方法:郵送による配布・回収

## 障害者の生計の実態について②



(「働いている場合、1ヶ月の賃金(作業工賃を含む。)はどれくらいですか」  
 「家族からの援助を受けている場合、1ヶ月当たりの援助の額はどれくらいですか」  
 「公的年金を受給していますか。また、その1ヶ月当たりの年金額はいくらですか」  
 「手当等を受給していますか。また、1ヶ月当たりの手当額はいくらですか」  
 との問への回答の合計金額)

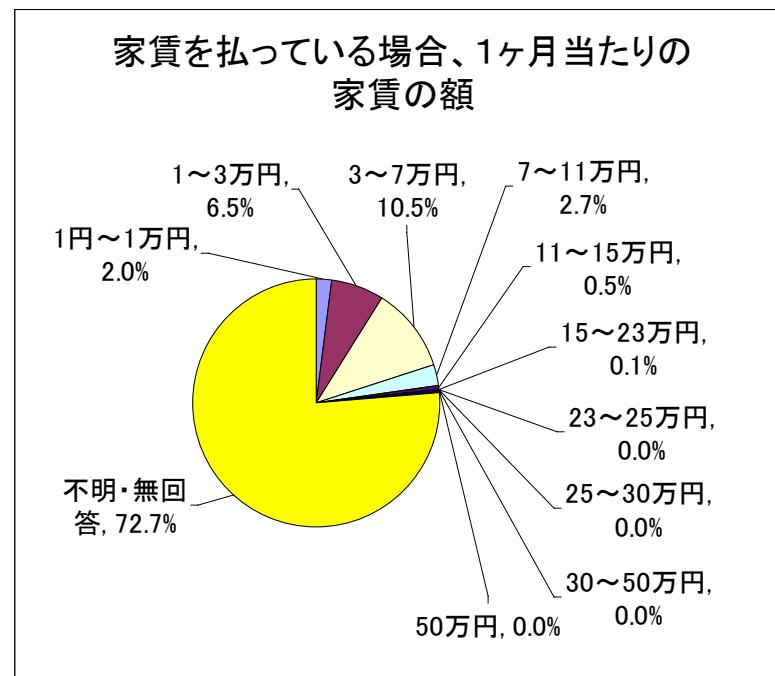
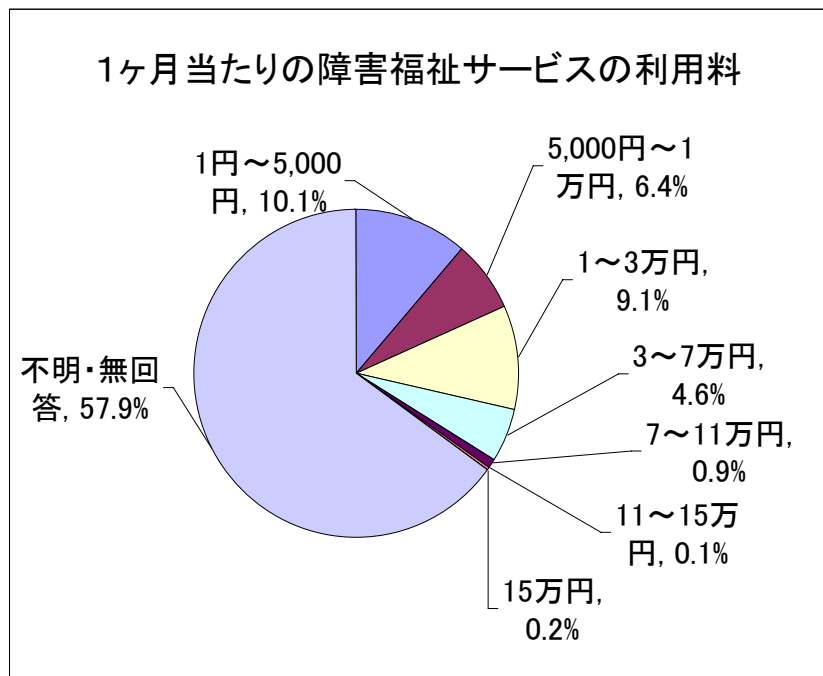
(「あなたの1ヶ月の生活費(支出)はどれくらいですか」との問への回答)

(出典:「障害者施策総合調査」)

(平成20年2月~3月 内閣府実施)

- 調査対象:全国から抽出した障害者:5,124人
- 有効回収数:2,563人(有効回収率:50.0%)
  - (内訳)・身体障害者手帳所持者:1,522人
  - ・療育手帳所持者:476人
  - ・精神保健福祉手帳所持者:475人
  - ・その他:90人
- 調査方法:郵送による配布・回収

# 障害者の生計の実態について③



(「障害福祉サービスを利用するのに1か月にどれくらい支出していますか」との問への回答)

(「家賃を払っている場合、1ヶ月当たりの家賃の額はどれくらいですか」との問への回答)

(出典:「障害者施策総合調査」(平成20年2月～3月 内閣府実施))

- 調査対象: 全国から抽出した障害者: 5, 124人
- 有効回収数: 2, 563人(有効回収率: 50. 0%)
  - (内訳)・身体障害者手帳所持者: 1, 522人
    - ・療育手帳所持者: 476人
    - ・精神保健福祉手帳所持者: 475人
    - ・その他: 90人
- 調査方法: 郵送による配布・回収

# 世帯構造別の収入比較

	本人収入	他の世帯員の収入	世帯収入合計
単身世帯	12.7	—	12.7
グループホーム	10.9	—	10.9
その他世帯	10.7	8.6	19.3
夫婦等	15.7	35.0	50.8
親兄弟同居	8.3	44.8	53.1
平均	12.9	31.7	44.7

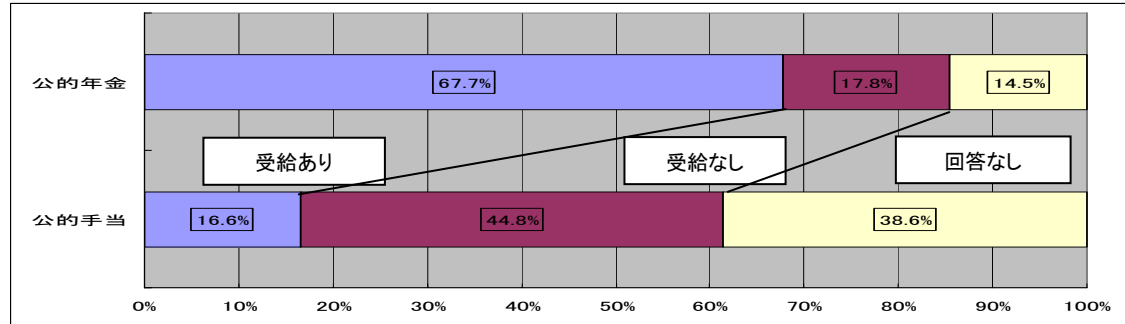
(単位:万円/月)

(注) 「障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究」(平成18年度)を基に月額を算出したもの。



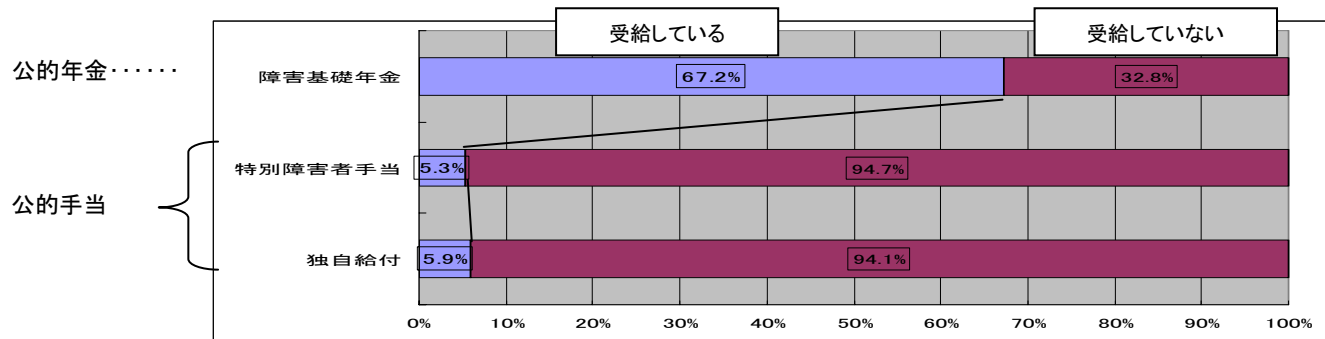
# 障害者の年金・手当等の受給状況

## 1. 身体障害者(在宅20歳以上)の年金・手当受給の有無



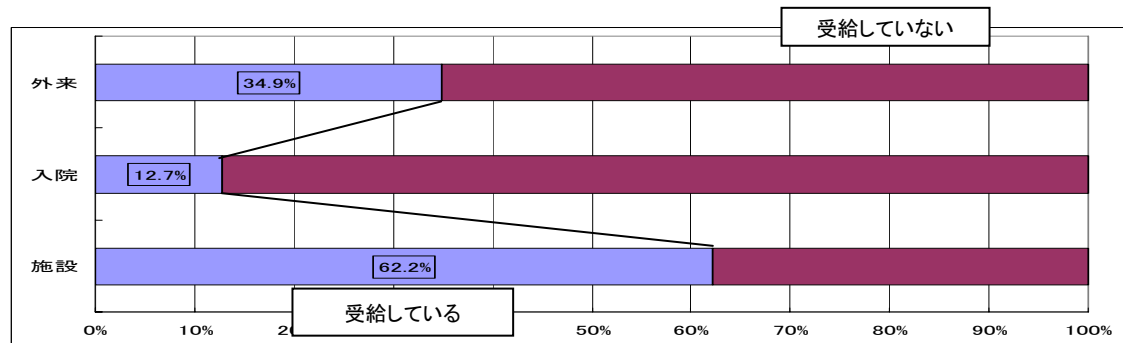
(出典: 身体障害児・者基礎調査(平成18年))。公的手当には地方公共団体が独自に支給している手当などを含む。)

## 2. 知的障害者(在宅20歳以上)の年金・手当受給の有無



(出典: 知的障害児(者)基礎調査(平成17年))

## 3. 精神障害者の年金受給の有無



(出典: 精神障害者社会復帰サービス等調査(平成15年))

# 生活保護を受給する障害者の状況

## 1. 障害者数(傷病・障害別)

総数	障害・傷病者	障害者数				傷病者数			
			精神障害	知的障害	身体障害		アルコール依存症	精神病	その他
1,473,260	749,810	222,220	38,910	14,790	168,520	527,590	15,080	154,030	358,480

## 2. 障害者世帯数

総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯			その他世帯
			(障害者世帯)	(傷病者世帯)		
1,050,650	470,090	86,770	401,420	144,900	256,520	92,370

## 3. 障害者世帯の住居

総数	障害者世帯						その他
		持ち家(一戸建て)	持ち家(マンション)	公営住宅	借家	貸間	
1,050,650	144,900	6,660	260	26,210	75,550	8,760	27,460

## 4. 障害者世帯の収入

(1) 就労の状況 : 世帯主が就労 6,460世帯 就労収入額 51,647円(平均月額)

(2) 年金の受給状況 : 年金収入のある世帯数 64,640世帯 うち障害年金受給世帯 50,650世帯

(出典: 被保護者全国一斉調査(平成18年7月 社会・援護局保護課実施))

# 公営住宅のグループホーム事業等への活用（公営住宅法第45条第1項）

公営住宅においては、知的障害者、精神障害者が地域での自立した生活を営む場を提供する方策として、平成8年に公営住宅法を改正し、社会福祉法人等が「グループホーム事業」を実施する場合に公営住宅を活用することができるとした。

## 対象となる社会福祉事業

### ①認知症高齢者グループホーム事業

:老人福祉法に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業

### ②知的障害者グループホーム事業、精神障害者グループホーム事業

:障害者自立支援法に規定する共同生活介護又は共同生活援助を行う事業（同法に規定する精神障害者又は知的障害者に対して行うものに限る。）

### ③ホームレスの自立支援のための活用

:ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に規定するホームレス自立支援事業により就業した者に対して生活上の支援を行う事業（地方公共団体が当該事業に要する費用の全部又は一部を負担してその推進を図るものに限る。）

## 公営住宅を活用することができる主体

①社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人

②地方公共団体

③医療法人

④民法第34条の規定により設置された法人

⑤特定非営利活動促進に基づき設置された特定非営利活動法人

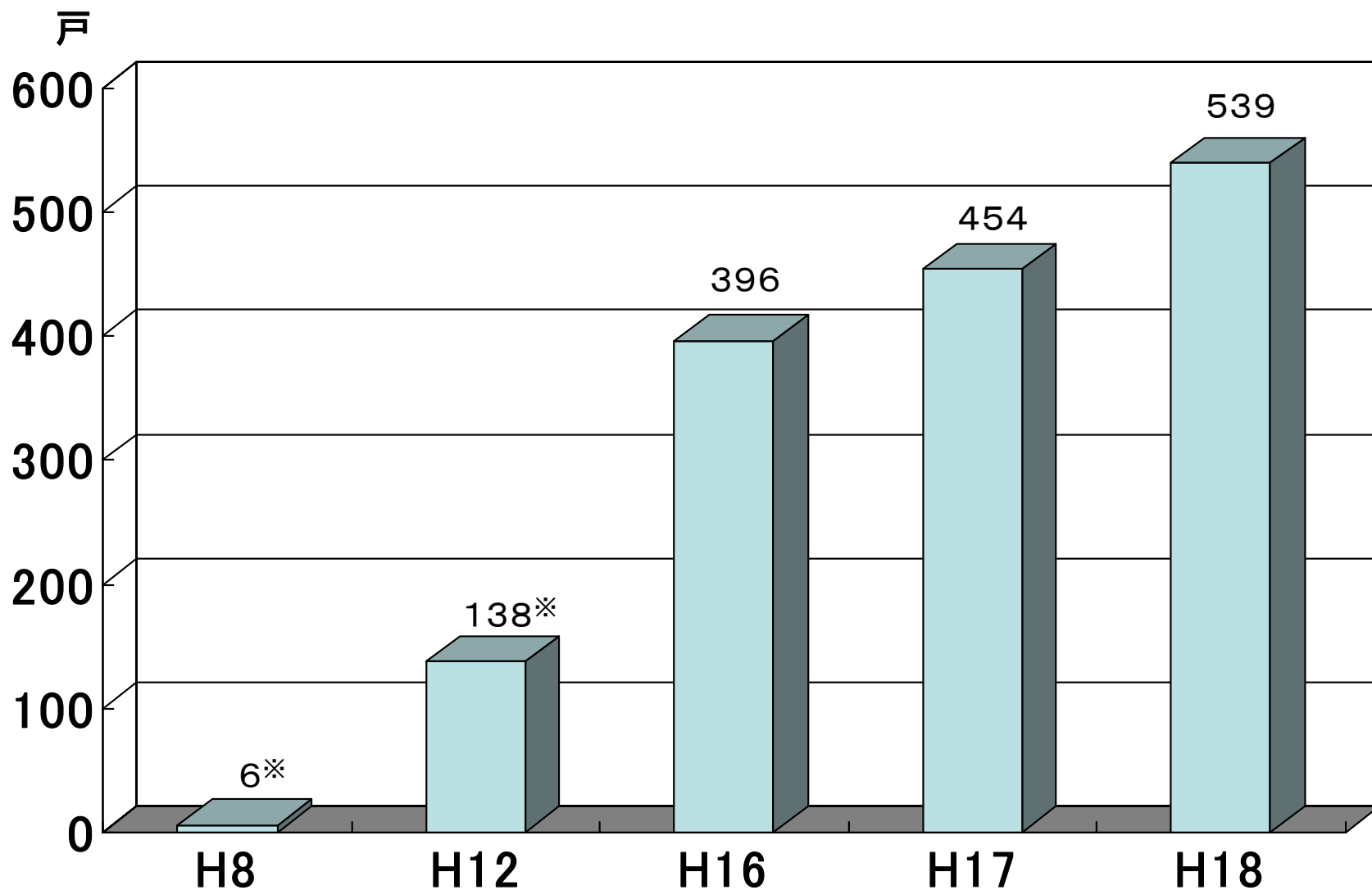
⑥介護保険法に規定する指定地域密着型サービス事業者で認知症対応型共同生活介護を行うもの又は指定地域密着型介護予防サービス事業者で介護予防認知症対応型共同生活介護を行うもの

## 活用実績

※障害者向けグループホーム事業への活用戶数

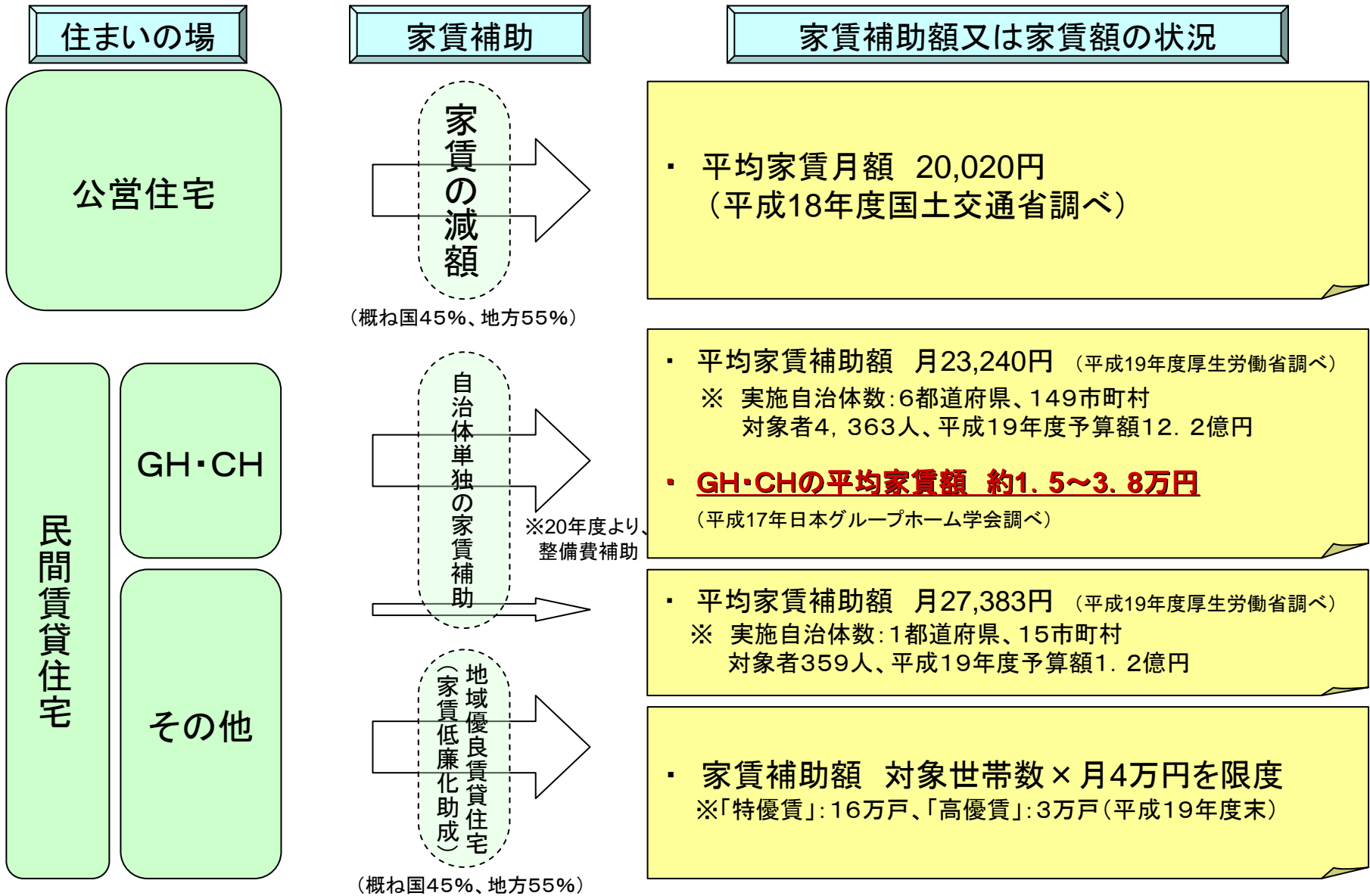
平成19年3月31日現在 539戸（参考）平成18年3月31日現在 454戸

# 公営住宅の障害者グループホーム事業活用実績の推移



※ 平成8年度、12年度については、認知症高齢者グループホーム事業を含む。

# 障害者の住まいの場における家賃等の状況

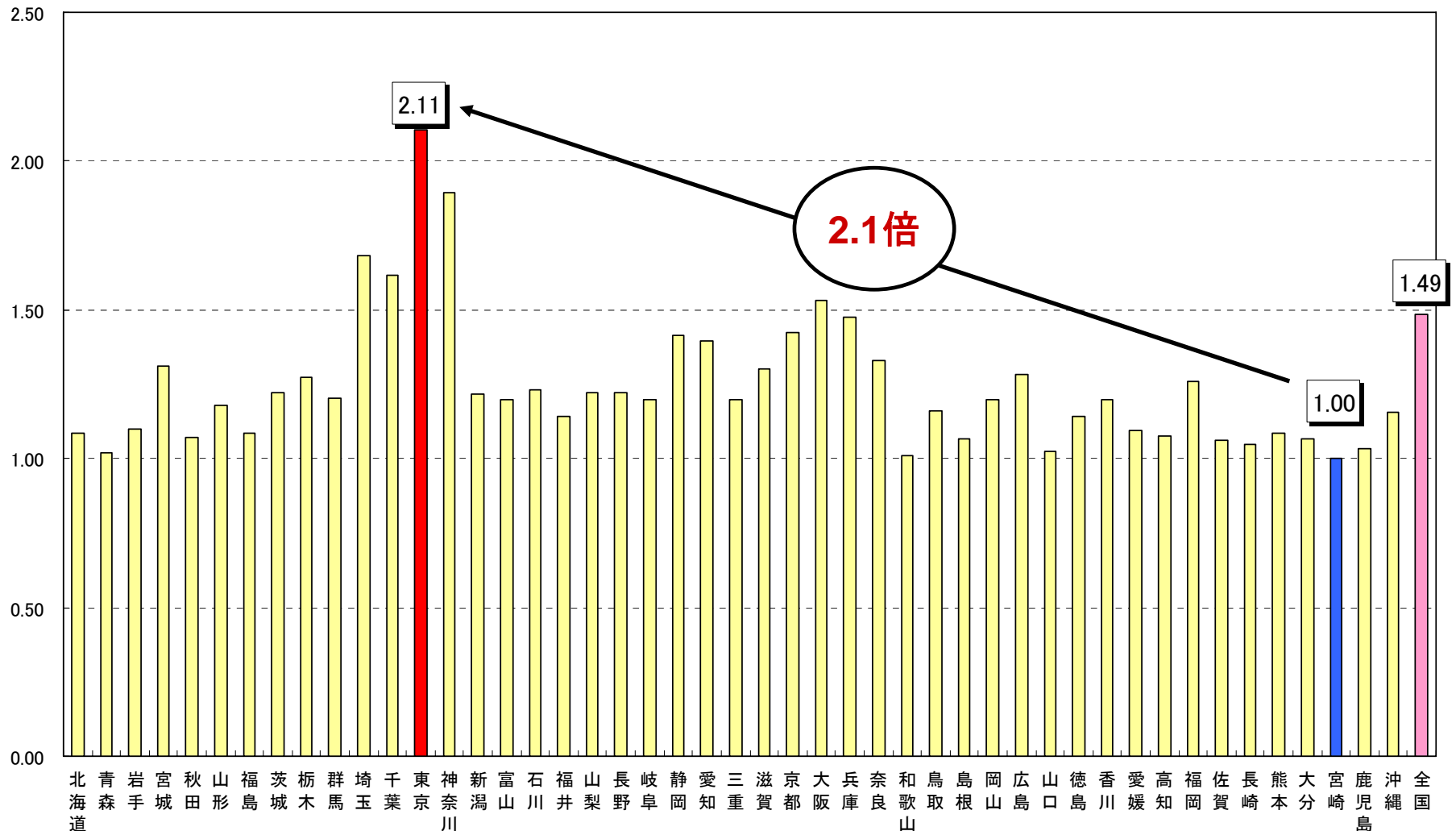


(注1) 障害者の入所施設については、居住費用の負担はない。

(注2) 家賃補助については、上記のほか、生活保護制度における「住宅扶助」の仕組み(最低額21,300円~最高額53,700円)がある。<sup>20</sup>

# 都道府県別家賃について

◆1月当たりの家賃は、最低(宮崎)と最高(東京)で2倍以上の開き。



(出典)総務省「住宅・土地統計調査」による2003年のデータ(専用住宅の総数)。宮崎=1.00とした場合の値。